



5

健やかに心豊かに育つように

— 豊かな心、命を大切にする心を育む支援と健全育成を推進します —

子どもの教育と、子どもの豊かな心、命を大切にする心を育み、次代の親の育成を支援する施策に取り組みます。

施策の目標	施策の内容
子どもの権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域における人権教育の推進 ・子どもの権利擁護の普及啓発
次代の親の育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期性教育の推進 ・若年者の就業意識の醸成・啓発活動の推進
子どもの生きる力(※)、豊かな心の育みの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の向上 ・豊かな心の育成 ・新しい時代に対応した教育の推進 ・スポーツ・芸術文化活動の振興 ・健やかな体の育成 ・信頼される学校づくり
いじめや不登校、少年非行などに対する対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや不登校などに対する対策の充実 ・少年非行等に対する関係機関とのネットワークづくりの推進 ・被害に遭った子どもの保護の推進
命を大切にする心を育む環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・命を大切にする心を育む県民運動の推進 ・命を大切にする心を育む教育の推進
自然とふれあう体験交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全とふれあいの推進 ・都市と農山漁村との交流の促進 ・地域食文化体験活動の推進
学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育の向上 ・地域の教育力の向上

※ 生きる力：子どもたちが、これから社会を生きていくために必要な資質と能力として、中央教育審議会が「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第一次答申)」の中で示した考え方。「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」「たくましく生きるために健康や体力」を意味するものです。

施策の目標指標	現状値	令和6年度目標値
学校が楽しいと思う児童・生徒の割合 (青森県「青少年の意識に関する調査」)	87.2% (H30)	増加
不登校児童生徒数 (文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)	1,559人 (H30)	1,400人
いじめ問題の解消率 (文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)	小学校～高校 83.8% (H30)	96.0%

(1) 子どもの権利擁護の推進

「すべての子どもの生命と人権が尊重され、幸せに育つ権利がある」という意識を持って子どもと接し、人権を尊重した教育を推進します。また、子どもの権利擁護や虐待防止に関する意識啓発を図ります。

① 学校・家庭・地域における人権教育の推進

- いじめなど子どもの人権に深く関わる事柄や男女の共同参画、高齢者や障害者との共生などについて、子ども自身が主体的に取り組むことができるよう、学校、家庭、地域において学習の機会を充実します。
- 社会教育における人権教育・学習のあり方及び方向性を定めるために、基礎的な調査研究を実施します。
- 人権に対する意識を高めるためのモデル講座開催等を通して、人権及び人権学習に関する県民の意識を啓発します。

② 子どもの権利擁護の普及啓発

- 子どもの権利擁護や子ども虐待未然防止に取り組む気運の醸成を図るための子どもの人権に関する広報等により、意識啓発を図ります。

(2) 次代の親の育成の推進

次代を担う親として成長するため、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進します。

また、若年者が自立して家庭を持てるようにするための意識啓発を行うことにより、就労を支援します。

① 思春期性教育の推進

- 10代の人工妊娠中絶・性感染、性行動の低年齢化など、思春期における性の様々な問題を受け止め、自分を大事にすることを含めた性教育を行い、思春期の人工妊娠中絶やエイズ等の性感染症を予防し、生命を大切にする心を育むための対策を推進します。
- 次代を担う親として成長するため、思春期からのライフプランや性に関する教育の推進及び関係機関のネットワークづくりを充実します。



② 若年者の就業意識の醸成・啓発活動の推進

- ・若年者に対して、職業に必要な資格の取得や基礎的な職業能力の習得など、早期の就職に結び付ける支援をします。
- ・若年者の雇用拡大を図るため、若年者に対し、職業に関する情報提供、職場体験機会の確保、キャリアコンサルティング、就職支援サービス等の雇用関連サービスを総合的に提供する体制を整備します。

(3) 子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援

次代の担い手である子どもが個性豊かにたくましく生きるために、特色ある教育を開拓し、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てる教育を推進します。また、子どもが自己肯定感を持ち、豊かな人間性を備え、自ら考え、行動し、未来を切り拓く力などの「生きる力」と「夢を育む心」を身に付ける教育を推進します。

① 確かな学力の向上

- ・社会の変化に主体的に生きていくことができるよう、基礎・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力、積極的に学習に取り組む態度等の育成のために、一人ひとりの個性と創造性に配慮した、魅力あふれる学校教育を推進します。
- ・子どもたち一人ひとりを大切に、きめ細かな学習指導や生活指導を行うため、少人数学級編制を引き続き実施します。
- ・ものづくりの基盤技術を持つ優れた技能・技術者を小・中・高等学校に派遣し、技術指導などを実施し、技能・技術の継承を図ります。
- ・小・中学校の児童生徒を対象に、全県的な規模で学習状況の調査を行い、学習指導上の課題を明らかにした上で、各学校が指導の改善に活用できるよう、改善の方向性を示した資料を作成し、児童生徒の学力向上を図ります。
- ・多様化する高等学校生徒の実情を踏まえ、教育の質の保証と向上を図ります。
- ・小・中・高等学校の12年間を視野に入れた「継ぎ目のない教育」を推進し、各校種が連携して系統性と連続性のある学習指導・生徒指導に努めます。

② 豊かな心の育成

- ・豊かな心を育むため、高齢者等の地域の人財の活用や体験活動等を生かした多様な取組を工夫し、特別の教科である道徳を要とする道徳教育を推進します。
- ・道徳教育実施上の諸問題を研究協議し、教員の実践的指導力の向上を図り、道徳教育を通じて学校と保護者や地域住民との交流を深め相互の理解を図り、学校、地域社会における道徳教育の充実を図ります。
- ・豊かな体験活動推進地域や推進校を指定し、モデルとなる体験活動に取り組み、小・中・高等学校における豊かな体験活動を推進します。
- ・ボランティア推進校の指定やボランティア活動の推進により、子どもたちの「福祉の心」を育みます。
- ・子どもが自発的にボランティア活動に参加できるよう、ボランティアの養成や情報提供、交流活動の推進に努めます。
- ・県民の福祉活動への参加を促進するため、子どもを含めた住民参加による友愛訪問や見守り活動などを県内全域に拡大します。

- ・子どもたちが「生きる力」を身に付けるよう、学校・家庭・地域社会の協働による取組を推進します。
- ・人と自然との共生や生命を尊重する意識を育むため、環境教育の推進に努めます。

③ 新しい時代に対応した教育の推進

- ・国際化社会の中で、共に生きる豊かな心を持ち、自国の文化や伝統を大切にし、他国の歴史や文化について理解を深める国際理解教育を推進するとともに、外国語指導助手等を活用した外国語教育の充実に努めます。
- ・児童、生徒の発達段階に応じ、主体的に情報や情報機器を選択し活用できるよう情報教育の推進に努めるとともに、情報機器、通信ネットワークを活用した教育を推進します。
- ・子どもの創造力や探求心、自由な発想や発見を尊重し、体験的な学習を通して科学的な見方や考え方を育成する教育の推進を図ります。

④ スポーツ・芸術文化活動の振興

- ・豊かな感性を育むため、子どもたちによる文化・芸術活動や高齢者等との交流を通した地域の伝統行事等への参加を促進し、発表の機会の提供に努めるとともに、本県の優れた芸術文化の振興や文化財の保存・活用に努めます。
- ・子どもたちが優れた芸術作品にふれ、生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりに努めます。
- ・映画や演劇、出版物など、子どもたちが楽しく利用し、知的、情緒的、社会的、身体的能力の発達を促す優良児童文化媒体の開発と普及を促進します。
- ・子どもたちが様々な機会と場所で、読書活動を行える環境づくりを推進するため、関係機関等と連携し、読書活動の大切さについての普及啓発を図るとともに、読み聞かせ活動の支援体制を整備します。
- ・地域に根ざした魅力ある総合型スポーツクラブ及びスポーツ少年団の育成を推進します。
- ・子どもの発達段階やそれぞれのスポーツニーズに応じた望ましいスポーツ活動を推進するため、指導者の研修・育成に取り組みます。
- ・郷土の文化や歴史に対する理解を深めるため、郷土に関する教育の推進に努めます。

⑤ 健やかな体の育成

- ・全国に比べて体力が低く、肥満傾向児が多いことや生活習慣の乱れ等現代的課題の改善のため、子どもたちが運動に興味を持ち、運動に親しむ環境づくりを支援することで、進んで運動を行い、体力の向上を図るとともに、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現できるよう支援します。
- ・生涯にわたる健康は自ら獲得するという意識を早期に醸成するため、子どもたちに身近な生活の中で健康に関する知識を身に付けさせるとともに、社会活動を通じて自主的に健康生活を実践できる資質や能力の育成を図ります。
- ・公立学校の運動部と地域スポーツ指導者との連携促進を図るとともに、指導者の資質向上のための研修を行うなど、学校の部活動を支援します。

⑥ 信頼される学校づくり

- ・学校の教職員や児童生徒の安全対策能力の向上をねらいとした「防犯教室」を推進し、防犯や応急処置等についての研修の実施による指導者の資質向上と安全な学校づくりを推進します。
- ・教職員の資質向上と学校組織の活性化を図るため、人財育成・評価を行います。
- ・学校安全推進モデル地域を指定し、地域との連携を重視した学校安全に関する各種の取組を行い、成果を普及させます。



- ・安全・安心で質の高い教育を支える教育環境の充実を図ります。
- ・保護者や地域住民等の参画による学校運営の改善や、学校と地域学校協働本部等との連携協力体制の充実を図り、社会全体で子どもを育む学校づくりを推進します。

(4) いじめや不登校、少年非行などに対する対策の充実

いじめや不登校、少年非行などの問題については、専門的な相談体制の強化、家庭や地域、関係機関との連携を密にし、それぞれの立場から取組を強化します。

また、開かれた学校運営を推進するとともに、子どもに対する弾力的な対応や、スクールカウンセラーの配置などの取組を進めます。

① いじめや不登校などに対する対策の充実

- ・いじめの未然防止、早期発見、解決に向けて、家庭、学校、地域社会など子どもに関わるすべての者がいじめは絶対にゆるさないという共通認識を持ち、それぞれの役割を果たすとともに、連携を図りながら一体となった取組を進めます。
- ・学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理に関する高度な専門的な知識や経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置するとともに、社会福祉等の知識や経験を有する者をスクールソーシャルワーカーとして配置し、不登校や問題行動等への対応に関する相談・訪問や学校と関係機関等とのネットワークの構築を行います。
- ・教育委員会に相談員を配置し、電話や来所による相談、学校訪問を通して、児童生徒や保護者、教職員へ支援を行います。
- ・いじめや不登校などの児童生徒の抱える問題へ適切に対応するため、関係機関のネットワーク化を図ります。
- ・不登校やひきこもりの子どもに対し、精神保健福祉センター、総合学校教育センター、児童相談所、民間の団体等での相談・援助活動を充実し、問題の解決に努めます。

② 少年非行等に対する関係機関とのネットワークづくりの推進

- ・子どもの健全育成を推進する青少年育成県民運動を進めるとともに、非行防止に関する自主的活動の推進を図ります。
- ・少年非行防止 JUMP チームによる非行防止に関する広報啓発活動のサポート等少年非行の防止と健全育成を推進します。
- ・子どもが非行を克服し、社会の中で自立した生活が営めるよう、関係機関との連携を図ります。
- ・児童自立支援施設における学校教育の充実に努めるとともに、対象となる子どもの問題の多様化など社会の変化に対応した処遇プログラムの開発に努めます。

③ 被害に遭った子どもの保護の推進

- ・被害少年に対して、カウンセリングアドバイザーとして臨床心理士等の専門家を委嘱し、少年補導職員等によるカウンセリング等の継続的支援活動を効果的に推進します。
- ・虐待などにより心身に傷を受けた子どもを守るため、医療・福祉・教育・司法が連携し、心身の治療とその後のケアに努めます。

(5) 命を大切にする心を育む環境づくりの推進

子どもたちをめぐる痛ましい事件が多発していますが、このような事件を起こさないために、学校、家庭、地域社会、行政が一体となって、命の大切さを訴え、青森県の次代を担う子どもたちが、命を大切にし、他人への思いやりや連帯感、自己肯定感を持ち、たくましく生きる力を身に付けられるよう、子どもたちを育てていく必要があります。このため、県民一体となって、命を大切にする心を育むとともに、子どもたちと地域との絆を深める環境づくりを推進します。

① 命を大切にする心を育む県民運動の推進

- ・命を大切にする心を育む県民運動推進会議に参加する民間団体や関係機関の一層の取組を推進するとともに、フォーラムの開催やポスター、チラシ、新聞広報などにより広く周知し、命を大切にする心を育む運動に関する県民の意識啓発を図ります。

② 命を大切にする心を育む教育の推進

- ・学校において、命を大切にする心を育む教育や道徳教育を実施します。

(6) 自然とふれあう体験交流の促進

自然体験活動を通して、自然環境保全に対する意識啓発、仲間との相互交流の促進及び「生きる力」の育みを提供します。また農林水産業や食文化に対する理解を深め、「食育」の推進及び郷土心を育みます。

① 自然環境の保全とふれあいの推進

- ・子どもの成長にとってかけがえのない自然を守り育てるため、自然環境の保全を推進します。
- ・野外での自然体験活動を通して、様々な冒険に挑戦することで、仲間との相互交流を深め、仲間づくりや個性の伸張を図ります。
- ・子どもたちの交流や自然体験ができる渓流や河川、水辺、海浜空間の整備を推進します。
- ・子どもたちの自主的な環境学習を推進するとともに、緑の少年団や青少年教育施設等での自然体験活動を通して、家族や仲間とふれあいながら豊かな心を育む機会を提供します。
- ・キャンプ、アウトドアスポーツなど自然に親しむ活動に加え、より身近な自然環境をフィールドとする充実した自然体験、社会体験などの機会を提供し、子どもの「生きる力」を育みます。
- ・青少年教育施設などを利用する子どもたちに野外活動や地域素材を生かした創作活動の場を提供するとともに、子どもたちと社会人や大学生・高校生との交流を深めます。
- ・自然観察・野外活動等を通じて、ふるさとの自然や野生動物などに対する理解を深め、自然環境保全に対する子どもたちの意識を高めます。

② 都市と農山漁村との交流の促進

- ・都市住民や子どもたちを対象に、農山漁村を体験学習の場として活用し、農林水産業やその多面的機能の重要性の理解促進を図ります。
- ・自然豊かな農山漁村に滞在し、農林水産業や伝統文化を体験しながら人々とのふれあいを楽しむグリーン・ツーリズムを推進します。



③ 地域食文化体験活動の推進

- ・子どもたちが農林水産業や地域の食文化に対する理解を深め、健全な食生活を送る力を身に付けるための「食育」を推進します。
- ・いのち育む「食」を生みだす農林水産業や地域特有の食文化に関する体験活動を通じて、子どもたちがいのちを慈しみ、食べ物に感謝し、ふるさとを誇りに思う心を育みます。
- ・地域食材を生かした伝統料理の積極的な情報発信や新たな食文化の創造に努めます。

(7) 学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協働し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指す施策に取り組みます。

① 家庭教育の向上

- ・地域における家庭教育支援の充実と地域全体で家庭を支える基盤の形成を促進します。
- ・家庭教育支援に関する研修を行い、地域において活動する家庭教育支援者を育成します。また育成した人財を活用し、家庭教育支援を強化します。
- ・早寝早起きや朝食を摂ることなど子どもの生活習慣づくりについて、学校や家庭と連携し、子どもの望ましい基本的生活習慣育成の啓発に取り組みます。

② 地域の教育力の向上

- ・学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)(※)を活用した幅広い地域住民等の参画による地域学校協働活動を推進します。
- ・地域の子どもと大人がスポーツやレクリエーション、文化活動等を通じて、人と人、地域と地域が活発に交流できる環境をつくり、地域のコミュニティを再生します。
- ・特別支援教育諸学校の児童生徒及び地域住民を対象としたスポーツ交流会を開催し、地域スポーツの振興を図ります。
- ・地域と学校が連携協力し、奉仕活動・体験活動の機会充実を図ります。
- ・児童生徒に、「豊かな人間性や社会性」及び「自ら学び自ら考える力」を育むために、自然体験活動や奉仕的活動、ものづくりや勤労生産活動、職業体験などを取り入れた学習を推進します。
- ・子どもたちの成長にとってかけがえのない自然を守り育て、自然に親しむ機会を作ります。
- ・郷土の貴重な文化財や資料を、子どもたちの学習教材として活用できるよう支援をします。
- ・青少年が科学技術に興味を持ち、豊かな創造性を養うことができる環境の整備を図ります。
- ・地域住民など多様な主体の参加を促進しながら、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境の基盤づくりを通じた環境の保全・再生を推進します。
- ・子どもたちの自主的な環境学習・環境活動を支援するため、地域内における環境活動を推進します。

※学校運営協議会制度：学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

取組の役割分担

家庭 ・ 県民

- ・子どもの権利を尊重する人権意識の高揚
- ・思いやりの心や命を大切にする心の育成
- ・言葉遣いや礼儀、善惡の判断など社会的マナーや倫理観の育成
- ・自らの能力開発への積極的な取組
- ・若年者に対する助言・支援、地域社会への参加の働きかけ
- ・地域の行事や諸活動への積極的な参加
- ・多様な芸術文化の鑑賞、体験
- ・スポーツやレクリエーションへの積極的な参加
- ・生産者や高齢者等との交流や農山漁村での余暇活動への参加
- ・地域コミュニティの活性化、知己社会の連帯感の醸成
- ・子どもの成長の見守り

地域

- ・地域における子どもの健全育成
- ・地域における関係機関の連携
- ・健全な親子関係づくりのためのサポート体制の充実
- ・町内会や地域での子どもたち中心の行事や活動の展開
- ・歴史や自然、文化、産業など、地域の財産を学ぶ機会の充実
- ・多様な農林水産業・食文化体験学習機会の提供と支援
- ・世代を超えた交流による豊かな人間関係づくりの場の充実

関係団体

- ・個性的な芸術文化の育成、発信等各活動の推進
- ・スポーツ競技力向上や普及に向けた取組の推進
- ・多様な農林水産業・食文化体験学習機会の提供と支援

行政 ・ 学校

- ・子どもの権利擁護の普及啓発
- ・命を大切にする心を育む教育の推進
- ・子どもの生きる力を育む教育の推進
- ・関係機関、民間団体などと連携した命を大切にする心を育む意識の醸成
- ・個々の学習状況に応じた指導の充実
- ・教員の資質向上に向けた教員研修等の充実
- ・道徳教育や体験活動の推進
- ・スポーツに親しむ環境づくりの推進と学校体育・健康教育の充実
- ・学校と地域を結ぶ人づくりの推進
- ・家庭教育を支える人づくり・地域づくりの推進